

<報道発表資料>

令和7年4月15日

京都市会計室

次期指定金融機関の候補として三菱UFJ銀行を選定

京都市では、現在の指定金融機関（株式会社三菱UFJ銀行）の指定期間が令和8年3月までであることから、次期指定金融機関の指定に向け、その候補となる金融機関の選定等を京都市指定金融機関選定委員会（委員長：神戸大学経済経営研究所教授 家森 信善）に諮問し、これまでに4回の会議を開催してきました。

この度、同委員会から、三菱UFJ銀行を次期指定金融機関の候補として選定する旨の答申を受理し、本答申を踏まえ、令和7年5月市会に次期指定金融機関の指定に係る議案を付議する予定です。

【概要】

- 選定結果

三菱UFJ銀行を次期指定金融機関の候補として選定する。

- 選定に当たっての意見

京都市の公金取扱業務を持続可能なものとするため、以下を認識のうえ、必要な措置を検討すること。

- ① 指定金融機関業務に係るコスト意識の醸成
- ② 自治体負担のない指定金融機関業務こそ本質的な市政貢献
- ③ 指定金融機関業務の負担軽減に向けた業務改革

- 受理日 令和7年4月14日（月）

※答申内容については、別紙のとおり

<お問合せ先>

京都市会計室

電話：075-222-3687

令和7年4月14日

京都市指定金融機関の候補となる金融機関の選定

及び

指定金融機関の選定の在り方について

(答申)

京都市指定金融機関選定委員会

はじめに

「京都市指定金融機関選定委員会」（以下「本選定委員会」という。）は、令和8年4月からを指定期間とする京都市の指定金融機関の候補となる金融機関を選定するとともに、指定金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえた指定金融機関選定の今後の在り方について検討をするようにとの京都市長の諮問を受け、令和6年9月の第1回選定委員会開催以降、4回の会議を重ね、ここに答申（以下「本答申」という。）を提出する運びとなった。

これまで京都市が実施してきた公募により指定金融機関候補となる金融機関を選定する手法は、平成18年4月を始期とする指定金融機関を指定する際に採用されたものであり、現在の指定金融機関を選定した前回の公募までの間に、合計4回の公募が行われている。

しかしながら、前回の公募の際には、現在の指定金融機関である三菱UFJ銀行以外に公募に応じた金融機関はなかったことから、前回の選定委員会の答申において、従前の方法を踏襲することなく選定の在り方を検討することが望ましいとの意見が付されたことを踏まえ、この間の選定経過等を振り返ることから、本選定委員会における議論を開始した。

金融機関を取り巻く環境等が激変する中にあって、指定金融機関を担うことが金融機関のステータス、メリットであった時代は既に過ぎ去り、自治体が相当程度の費用を指定金融機関に支払ったうえで引き受けてもらわねば公金の適正な管理・運営は維持することが困難な状況が一般的となっている。

公金の適正な支払・収納を持続可能なものとしていくためには、自治体と指定金融機関双方が中長期的な視点に立ち、公金取扱全般の合理化・負担軽減など、今の時代に見合った業務へと改革しなければならず、これまで以上に自治体と指定金融機関の連携・協働が求められる時代になったと言える。

本選定委員会における検討及び本答申の内容が、京都市と指定金融機関が未来を見据えて、新たな関係性を切り開く一助となることを願うものである。

京都市指定金融機関選定委員会
委員長 家森 信善

1 指定金融機関と自治体を取り巻く環境の変化

(1) 指定金融機関制度

そもそも、「指定金融機関」とは、地方自治法に基づき、地方自治体が公金の収納や支払いの事務を取り扱わせるために、議会の議決を経て指定する金融機関のことであり、昭和39年から開始された制度である。

京都市においては、制度開始当初に当時の三和銀行（現、三菱UFJ銀行）を指定し、それ以降、銀行の合併や名称変更、指定金融機関候補の選定に当たっての公募制の導入があったものの、現在まで一貫して三菱UFJ銀行が、京都市の指定金融機関として、その重責を担っている。

一方、他の政令市では、制度開始当初に議会の議決を経て、指定金融機関を指定した後は、自動更新等により同一の金融機関に指定金融機関を継続的に担わせており、この取扱いは、自治体規模を問わず、多くの自治体も同様と考えられる。

他都市の状況を踏まえれば、指定金融機関の指定期間に期限を設け、公募により指定金融機関の候補となる金融機関を選定のうえで、改めて議会の議決を経て、再度指定する手法は全国的にも京都市独自のものと言えるが、これは、平成18年度からを指定期間とする指定金融機関の候補を選定する際に、複数の金融機関から、京都市の指定金融機関への指定を希望する意向が示されたことを受け、競争性を確保するために公募制を導入し、加えて、学識者等からなる「指定金融機関選定委員会」のもと、公平性・透明性のある審議を経て、指定金融機関の候補となる金融機関を選定し、議会の議決を経るために始まったものである。

(2) 金融機関の認識の変化

ア 指定金融機関となるメリットの喪失

かつて、金融機関にとって指定金融機関となることは、地域における信用獲得、ステータス向上につながるなど、金銭換算し得ないものの一定のメリットがあるものであった。そうしたメリットがあることを前提に、自治体にとっては、「指定金融機関をさせてあげている」、金融機関も「指定金融機関をさせてもらっている」という意識が互いに定着し、公金取扱に係る各種手数料については無料、あるいは極めて安価な価格設定は当然のものとして、疑念も抱くことなく昨今まで全国的に続いてきた。

このような状況は、一般的なビジネスとして考えた場合に、その収益性は到底、高いとは言えないものであるが、まだ金利によって公金取扱手数料等の一部が補填することができ、指定金融機関であることそれ自体に価値を見出せると考えた複数の地元金融機関が存在したからこそ、京都市では、平成18年からの指定金融機関の選定において、公募を開始することとなったと言える。

しかしながら、近年、複数の自治体において、指定金融機関を担う金融機関が指定金融機関業務から撤退するといった事例が見受けられ、また、京都市がこれまで実施してきた公募でも、回を重ねるごとに応募する金融機関が減少してきたことを考えても、積極的に指定金融機関になることを目指すメリットは失われつつあると考えられる。

イ 指定金融機関を担う負担の増加

指定金融機関が担う公金取扱業務に対して、自治体がコストを負担しなくてもよい時代が続いてきたことは事実であるが、公金取扱そのものにコストが生じていなかったのではなく、金融機関の負担・努力により自治体に対して請求されていなかったに過ぎないことを忘れてはならない。

自治体にとって見えていないコストであったが、令和3年3月には、一般社団法人全国銀行協会が「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」の中で、銀行の窓口収納に要するコストとして、平均値：約400円／件、中央値：約300円／件であるが、自治体から徴収している1件当たりの手数料が0円である割合は約60%で、0円以上40円未満が全体の99%以上であることが確認され、銀行のコストと自治体が支払う手数料が大きく乖離している状況が明らかにされるなど、自治体にとっては、公金収納に係る金融機関の過度な負担を認識せざるを得ない状況が生み出された。

そうした金融機関の実情等を踏まえ、令和4年3月に総務省から、各自治体に対して、公金取扱について適正な負担をするように見直しを要請する通知が発出されたほか、銀行間の送金に要する経費として全国一律に設定されている「内国為替制度運営費」に関しても、それまで無料であった公金取引に係る送金について、令和6年10月から62円／件（税別）が適用されることとなり、もはや、公金の収納・支出について、自治体が金融機関に無償で引き受けさせるという時代ではなくなっている。

また、人口減少や少子高齢化を背景とした人材確保の厳しさは、金融機関においても深刻な問題であり、加えて、育児や介護などの家庭生活と仕事を両立できる多様な働き方が広まる中、金融機関においても、いわゆる働き方改革やデジタル技術を活用した業務の合理化が進められている。そうした業務の合理化の影響は、指定金融機関などの公金取扱業務においても、公金収納の取扱終了、手数料の値上げや自治体庁舎における会計窓口への人員派遣の縮小や廃止などといった形で、全国の自治体で表面化している。

金融機関にとっては、紙の納付書など、アナログな処理が数多く残る指定金融機関をはじめとした公金取扱業務は、多数の人員を必要とする一方、適正な手数料を設定することが困難な採算性のない業務となっていると言わざるを得ない。

以上のように、今回の次期指定金融機関の選定に向けた検討は、前回の選定（令和元～2年度）以上に指定金融機関を取り巻く環境が自治体にとって厳しさを増す中で幕を開け、本選定委員会としては手数料の有料化など、京都市にとって新たな財政負担が生じることも十分に想定されると認識したうえで、審議を進めていくこととなった。

2 次期指定金融機関の候補となる金融機関の選定

(1) 選定結果

はじめに結論から申し上げるが、京都市の次期指定金融機関の候補として、現在の指定金融機関である三菱UFJ銀行を選定する。

三菱UFJ銀行は、先ほども述べたとおり、旧三和銀行であった昭和39年から一貫して、京都市の指定金融機関を務め、安全かつ的確な公金管理を遂行してきた実績を有しており、国内銀行のトップランナーとして、日本経済の成長をけん引する存在であり、その活動は、国内にとどまることなく、世界を舞台に積極的に展開されている。また、ディスクロージャーや各種の外部格付評価を見ても、同行の経営状況については、健全性、信用性、安全性の面でも大きな問題はないと考えられる。

三菱UFJ銀行は、次期指定金融機関を担うに当たっても、公金の収納及び支払いに係る手数料の無料といった、現行の諸条件を継続すると表明された。これは、「現状維持」と評価すべきではなく、先述したように、指定金融機関業務を取り巻く状況を踏まえれば、到底考えられないほど京都市に有利な業務条件であると考えられる。この条件は5年前でさえ、他の金融機関が容易に追随できるものではなかったものであるが、今なお、この条件で指定金融機関を担おうとする三菱UFJ銀行の強い意志を、本委員会として高く評価した。

(2) 選定プロセス

今回の選定に当たっては、指定金融機関を取り巻く全国的な課題に加え、指定金融機関となる金融機関を公募し、審査・選定を行う京都市特有の選定方法のこれまでの実績などを踏まえ、過去に公募に応じた金融機関が公募に応じる可能性を確認することとした。

委員会としては、昨今の指定金融機関を取り巻く環境を鑑みた際、そもそも京都市の指定金融機関を担いたいと考える金融機関があるのか、つまり、公募が成立する状況にないのではないかと多くの意見が多数であり、公募の可否を判定するためにも、まずは金融機関に対して意向調査を実施することとした。意向調査においては、手数料の無料等のいわば京都市からの公費負担がない現在の条件が継続されることが、京都市財政への負担もなく、市民生活に与える影響も最小限になるものであることは明らかであり、それ以上の有利な条件は考えにくいことから、現行条件を基本として次期指定金融機関の指定を受ける意向の有無を、現在の指定金融機関である三菱UFJ銀行及びこれまでの公募に応じた実績のある金融機関3者に対して9月から10月にかけて調査した。

意向調査によって、唯一、現在の指定金融機関である三菱UFJ銀行から「指定の意向がある」との回答を得たものの、その他の金融機関からは「指定の意向はない」との回答を得た。この間の公募においても回を重ねるごとに、公募に応じる金融機関の減少を確認してきたが、今回、意向調査という形で、京都市の指定金融機関になりうる金融機関は、三菱UFJ銀行以外にないことが明らかになった。

指定の意向がないとする金融機関からは、その理由について、「指定金融機関業務に必要となる人員捻出・確保が困難であること」、「指定金融機関業務に対する自治体のコスト負担がないこと」等があげられ、現在の条件を三菱ＵＦＪ銀行以外の金融機関が履行することは不可能であることを表している。

こうしたことから、今回の選定においては、改めて公募により次期指定金融機関を選定することの実現可能性がないことを確認したうえで、三菱ＵＦＪ銀行を次期指定金融機関の候補とする方向で調整を進めることとした。

最終的に、本選定委員会として三菱ＵＦＪ銀行に直接意見聴取を行う機会を設けた。三菱ＵＦＪ銀行の京都市指定金融機関としての取組姿勢などを確認したうえで、三菱ＵＦＪ銀行を次期指定金融機関の候補として選定することに問題がないことを、選定委員全員の一致で確認した。

（３）選定に当たっての意見

三菱ＵＦＪ銀行を次期指定金融機関の候補として選定するに当たり、京都市の公金取扱業務を持続可能なものにするために、以下の点を京都市として重々認識し、指定金融機関をはじめとした公金取扱全般に関する認識を改めることを求めるとともに、必要な措置について真摯に検討されることを望むものである。

ア 指定金融機関業務に係るコスト意識の醸成

指定金融機関業務は、実態として指定金融機関を担う金融機関の過度なコスト負担により成立するものであることを会計室はもとより、京都市役所全庁で認識をする必要がある。

今回、三菱ＵＦＪ銀行からは手数料無料等の条件を継続するということが表明されたものの、その背景に、三菱ＵＦＪ銀行の多額の経費・人的な負担があることをしっかりと認識し、庁内において、各種取組の事業スキームの設計の段階から公金の収納及び支出の適切な方法を十分に検討されることを期待する。

また、後述する「ウ 指定金融機関業務の負担軽減に向けた業務改革」を強く推し進めるためには、指定金融機関業務に係るコストについて、庁内で認識を高めるだけでなく、市民、事業者等の庁外からも、理解を高めていただくことが不可欠である。指定金融機関業務の重要性も含め、庁外に向けた周知、啓発についても取組を進めていくことが望ましい。

イ 自治体負担のない指定金融機関業務こそ本質的な市政貢献

指定金融機関業務に関連して、自治体が費用負担をすることが当然のものとなった中、手数料が無料（あるいは、限りなく無料に近い低価格）であるなど、自治体が公金の支出・収納に関して支払う経費が最小であることが最も評価されるべき項目である。

この間、三菱ＵＦＪ銀行が京都市政の各分野に多大の協力・貢献をされていることに対して、本選定委員会として高く評価しているものの、本来、協賛

や寄付をはじめとした京都市政や地域への貢献は一法人としての事業活動の一環として、その意義等を見極めたうえで、なされるべきものである。

それにも関わらず、指定金融機関に対して、指定金融機関であることを理由として、特定事業への協賛や寄付を強く依頼するようなことがあれば、指定金融機関を担うことの実質的な費用負担をより大きくし、将来的に京都市の公金取扱業務にも支障を招きうるものとして、本選定委員会としても懸念するところである。

指定金融機関業務が自治体も適切な費用負担をして維持、運営していかなければならなくなった現状では、手数料無料などの京都市の財政負担がない指定金融機関業務を三菱UFJ銀行が維持し続けることが本質的な市政貢献であることを強く認識しなければならない。

ウ 指定金融機関業務の負担軽減に向けた業務改革

指定金融機関業務が金融機関側の過度な負担により成り立つ現状は、働き方改革が叫ばれる昨今の社会情勢を鑑みても、到底正常な業務構成であるとは考えられない。京都市と金融機関が密接不可分の関係で遂行される指定金融機関業務である以上、互いの負担を直視し、いかに負担の少ない業務とすることができるか、知恵を出し合う必要がある。それに当たっては、DX（デジタル・トランスフォーメーション）や働き方改革の観点も適切に取り入れ、時代に見合った指定金融機関業務に転換していく業務改革に果敢に取り組んでいただきたい。

例えば、公金の収納面に関しては、デジタル技術の進展とともにキャッシュレス化が普及する中、銀行窓口における紙の納付書を用いた公金収納は、もはや前時代的な収納手段であり、これからますます、公金収納手段としての地位は低下していくことは避けられない。公金収納に係るコスト削減につなげていくためにも、口座振替、クレジットカード、二次元コード等の多様な収納手段を市民等にも適切に発信・周知すること等により、紙の納付書による公金収納件数の更なる削減に向け、取り組まれることを期待する。

3 今後の指定金融機関の選定の在り方検討

今回の選定過程において実施した意向調査では、これまで京都市の指定金融機関候補の公募に応じた実績のある金融機関のうち、三菱UFJ銀行以外の全ての金融機関が京都市の指定金融機関となる意向がないことが明らかとなった一方、三菱UFJ銀行からは手数料無料等の条件を継続して指定金融機関を務めていく決意が表明された。

日銀のゼロ金利政策が終焉し、金利ある世界が戻ってきたとはいえ、「指定金融機関」自体がビジネスモデルとして魅力が向上しているものではない。人口減少時代における人材の確保、あるいはアナログな処理が求められる公金取扱などの、金融機関及び指定金融機関を取り巻く課題は残されたままである。

これらの課題が抜本的に解消されない以上、他の金融機関が収益性のない指定金融機関になろうとするとは当面考えられない。

仮に、指定金融機関になる意向を示す金融機関が出てきたとしても、手数料無料等の条件を提示することは、いずれの金融機関においても、収益性を求める事業者である以上、相当困難だと思われる。つまり、今回、三菱UFJ銀行が表明している条件が続く限りは、比較するような条件を他の金融機関が提示することは考えにくく、同等程度の条件が示されたとしても、指定金融機関を変更するには、準備期間や労力、コストも多分に要するものであり、そのような中で変更することは、合理性を大きく欠くことにもなりかねない。このような状況にあっては、前回選定まで用いてきた公募制、加えて、金融や経済等の学識者により構成される本選定委員会による審査等を行う選定手法は、もはや成り立つものではない。

また、三菱UFJ銀行が指定金融機関を務める他の自治体の状況を確認すると、このような選定委員会を設けて、指定から見直しているという事例はないとのことであり、自治体または金融機関のどちらか一方が更新を望まない限りは自動更新されることが一般的となっている。

多くの自治体とも、納付書等の紙の介在やそれを処理するための人員確保といった指定金融機関業務の構造的な課題に直面しているものの、公金収納等の更なるデジタル化や金融機関の負担軽減に向けて、中長期的な視点で会計業務の不断の改革に取り組んでいこうとされている。そのような業務改革は当然ながら、自治体・金融機関双方に負担が生じるものであり、一朝一夕でなし得るものでもない。それらを実現させていくためには、自治体及び金融機関との関係性が継続的なものであることがより効果を高めるものと推察する。

指定期間に関しては、委員の中からは自動更新にすべきとの強い声が多かったものの、一方で、三菱UFJ銀行以外に指定金融機関を担えない状況をより強めかねないとの懸念もあった。しかしながら、結論としては、三菱UFJ銀行が現在の条件を継続し続ける限りは、自動更新などの長期的に継続されうる関係とすることが望ましいと考える。三菱UFJ銀行以外に指定金融機関になる意向を持った金融機関が存在しない京都市の状況を鑑みれば、指定金融機関業務の諸課題に真摯に向き合っていくために、三菱UFJ銀行と京都市が継続的な関係の下で、デジタル技術の活用やペーパーレスの推進など、会計業務改革に取り組んでいくことが重要であると考える。

京都市と三菱UFJ銀行が、公募・選定を繰り返すことなく、将来を見据えたパートナーシップのもと、指定金融機関業務の持続可能性を向上させていくために、諸課題を果敢に克服することを期待する。

結びに、このような関係性が構築された先には、指定金融機関選定委員会なる附属機関を設置し、審議・選定を行う必要がないことを申し添える。

参考・付録

1 審議経過

	開催日	主な議題等
第1回	令和6年9月13日	■ 指定金融機関の指定・これまでの選定結果 ■ 前回答申を踏まえた選定の在り方について
第2回	令和6年11月11日	■ 指定金融機関への指定に係る意向調査結果 ■ 調査結果を踏まえた選定の進め方
第3回	令和7年1月29日	■ 三菱UFJ銀行からの説明及び意見聴取 ■ 今後の選定の在り方
第4回	令和7年3月28日	■ 答申（案）の議論

2 委員名簿（令和7年3月28日現在）

（五十音順）

氏名	役職等
川元 麻衣	公認会計士
吉川 哲朗	弁護士
下山 朗	大阪経済大学経済学部教授
○ 徳丸 浩	立命館大学国際関係学部特任教授
西村 佳子	京都産業大学経済学部教授
松田 有加	滋賀大学経済学部教授
◎ 家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

◎：委員長、○：副委員長

3 金融機関意向調査の概要

対 象	三菱UFJ銀行及びこれまでの公募に応じた実績のある金融機関3者
方 法	・ 電子メールにより調査票を送付 ・ 調査期間：令和6年9月30日～10月21日
調査項目	○指定意向 ・ 現行条件を基本とした指定意向の有無 ○その他 ・ 指定意向がない場合の理由や指定金業務を担う上での支障・課題となる現行条件の内容のほか、指定金融機関業務全般や指定金融機関の在り方に関する意見（任意・自由記載）